



2022年 2月18日
第142号

JR東労組 Yokohama

JR 東 労 組 横 浜 地 本

発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

申30号「桜木町営業統括センターおよび湘南・相模統括センターの過半数代表者の選出に関する緊急申し入れ」の団体交渉を行う！①

第1項 (営業) 統括センター発足後、2022年3月31日まで、拠点駅の過半数代表者が任期を務めることになった根拠を示すこと。

会社回答 湘南・相模統括センター及び桜木町営業統括センターが発足する時期を踏まえ、本年3月31日までの期間については、拠点となる箇所の過半数代表者がその任期の限りにおいて役割を担うことになる。

組合	会社
<ul style="list-style-type: none"> 拠点駅の代表者が、(営業)統括センター発足から3月31日までの代表者となる根拠は何か？ 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点駅となる桜木町駅、茅ヶ崎駅において昨年2月、民主的に代表者が選出されている。全有権者によって選挙してもらうのが1番よいが、時間がかかる。現実的ではない。拠点駅の名称変更もある。
<ul style="list-style-type: none"> 是々非々で言えばどちらか。 	<ul style="list-style-type: none"> 是でも非でもない。<u>絶対に法を順守しているかと言えはそうではないが</u>、法に違反しているかということでもない。拠点駅の「名称変更」※1となる。
<ul style="list-style-type: none"> それは36協定についての認識ではないか。各事業場でそれぞれの過半数代表者が同一の協定を結んでいるので、4月30日まで有効の36協定については「名称変更」として一つにまとめることも理解できる。私たちが言っているのは、あくまで労働者間で決める過半数代表者についてだ。それを「拠点職場の代表者」と会社が指定したら「使用者の意向」※2となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間がなく、他に方法がない。

※1「名称変更」とは、事業場の名称変更のこと。例えば、桜木町駅や根岸駅が桜木町営業統括センターになることを指す。しかし、「名称変更」は過半数代表者が締結した協約上の問題であって、過半数代表者の選出には関係がない。

※2「使用者の意向」とは、労働基準法施行規則第6条の2に、過半数代表者に該当する者として「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」と謳われている。

その②へ続く

